

第3号議案 令和2年度会費の賦課および徴収方法の決定について

I. 一般会計

1. 会費の賦課方法および賦課金額

(1) 賦課方法

各単組青年部へ次の算定基準によって賦課する。

① 組織平等割

各単組とも7,000円とする。

② 盟友数割

盟友数に応じて賦課する(530円/盟友)。

(2) 賦課金額

(単位：円)

単組名	①組織平等割	② 盟友数割		合計 (①+②)
		盟友数	金額	
山形市	7,000	13	6,890	13,890
山形	7,000	93	49,290	56,290
天童市	7,000	43	22,790	29,790
さがえ西村山	7,000	102	54,060	61,060
みちのく村山	7,000	138	73,140	80,140
新庄市	7,000	19	10,070	17,070
もがみ中央	7,000	121	64,130	71,130
金山	7,000	23	12,190	19,190
山形おきたま	7,000	658	348,740	355,740
庄内たがわ	7,000	187	99,110	106,110
鶴岡市	7,000	93	49,290	56,290
余目町	7,000	22	11,660	18,660
庄内みどり	7,000	212	112,360	119,360
酒田市袖浦	7,000	20	10,600	17,600
合計	98,000	1,744	924,320	1,022,320

2. 徴収方法

(1) 納入期限 令和2年6月30日(火)

(2) 納入方法 下記口座へ振込納入とする。

金融機関：山形農業協同組合 本店 普通貯金

口座番号：0023948

口座名義：山形県農業協同組合青年組織協議会

3. 組織数および盟友数の基準

令和2年2月末日現在の単位組織数および単位組織別盟友数とする。

Ⅱ. 農政活動資金特別会計

1. 拠出金の賦課方法および賦課金額

(1) 賦課方法

盟友数に応じて賦課する(260円/盟友)。

(2) 賦課金額

(単位：円)

単 組 名	盟友数	金 額
山形市	13	3,380
山形	93	24,180
天童市	43	11,180
さがえ西村山	102	26,520
みちのく村山	138	35,880
新庄市	19	4,940
もがみ中央	121	31,460
金山	23	5,980
山形おきたま	658	171,080
庄内たがわ	187	48,620
鶴岡市	93	24,180
余目町	22	5,720
庄内みどり	212	55,120
酒田市袖浦	20	5,200
合 計	1,744	453,440

2. 徴収方法・組織数および盟友数の基準

徴収方法、組織数および盟友数の基準は、一般会計と同様とする。